

令和2年5月7日

伊達市内認可保育所等を利用する
0～2歳クラスの保護者の皆様

こども部こども育成課

保育料の日割りによる減免について（お知らせ3）

保育料の減免についてお知らせしていた内容を、一部、変更しましたので、改めてお知らせします。訂正箇所は下線部分。

日頃から本市の保育行政につきまして、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に緊急事態宣言が発出されています。

本市では、保育園等の感染予防のため、家庭での保育が可能な方について引き続き登園を控えていただくようお願いしているところですが、市からの要請に応じて保育所等を欠席された場合は、国の規定に基づき保育料を日割り計算により減免することになります。

なお、対象期間や要件等については下記のとおりですので、ご確認ください。

記

1 保育料の日割り計算を適用する期間

令和2年4月21日（火）から当面の間（日・祝日を除く）

※当面の間とは、伊達市が登園自粛をお願いしている期間になります。

2 保育料の日割り計算について

（1）対象者

伊達市に在住し、認可保育所等を利用している0～2歳クラスの児童

※伊達市外の方はお住いの市町村へご確認ください。

※保育料が0円の児童は対象外です。

（2）日割り計算の方法

日割保育料＝保育料（月額）×「（その月の開園日数－1の欠席日数）÷25」

3 手続き

自粛要請に伴う保育料減免について、保護者によるお手続きは必要ありません。

（事務担当 こども育成課 024-573-5691）